

教職員の不祥事根絶に向けて
—県民の皆さまへのメッセージ—

教育は、児童生徒、保護者、県民の皆さまの信頼と支えによって成り立っています。その信頼を損なう行為は、教育の根幹を揺るがすものであり、決してあってはなりません。

しかしながら、近年、一部の教職員による不祥事が発生していることは、児童生徒や保護者の皆さまの信頼を大きく裏切るものであり、極めて憂慮すべき事態であると認識しております。

教育に携わる者として、また教育行政を担う立場として、心よりお詫び申し上げます。

茨城県教育委員会では、こうした事態を重く受け止め、不祥事の根絶に向け、以下の重点的な対策を講じることといたしました。

1 飲酒運転の根絶

全ての教職員が、毎年4月に、「飲酒運転防止の根絶に向けた確認書」で、自らの行動を省み、責任を自覚するための確認を行います。

2 体罰の防止

全ての教職員を対象に、体罰について改めて考えるとともに、アンガーマネジメントに資する研修を行います。

併せて、児童生徒の学習用端末に「ネット目安箱」のアイコンを表示し、「いじめ・体罰解消サポートセンター」に相談しやすい環境を整えます。

3 盗撮やわいせつ事案の防止

県立高等学校及び中等教育学校では廊下天井に防犯カメラを設置し、教室と廊下の出入りを記録することで、盗撮・わいせつ事案の未然防止とともに、不審者対策や校内でのトラブルの未然防止・早期対応に取り組んでまいります（プライバシーに配慮し、教室内が映らないよう配慮します。）。

市町村教育委員会にも、県立高等学校等の対応を参考に、小中学校の廊下天井への防犯カメラの設置を促してまいります。

また、教室を始めとする校内に、不審なカメラ等が設置されないよう、管理職を含めた複数名による定期的な点検を行います。

こうした取組を着実に進めていくためには、教職員一人一人が、「不祥事を自分事として捉えること」、「自身の行為が本県の教育全体に影響を与えること」を強く意識し、不祥事の根絶に向けた取組を徹底していくことが、重要であると考えております。

茨城県教育委員会では、今後も、学校や市町村教育委員会と一丸となって、教職員の不祥事の根絶に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和7年11月28日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜